

氏名

得点

1	「(①) はもとは男子が王であったが、争いが続いたため、一人の女性を王にした。それが卑弥呼で、まじないで人々を治めた」これは中国の(②)という文書である。	①	②
2	「私の祖先は休む間も無く東は55か国、西は66か国、北は95か国を従えました」これは5世紀に、ある人物が中国の皇帝に送った手紙である。この人物とは誰か。		
3	「和を尊び、争うことのないように。あつく仏教を敬え。天皇の命令には従え」これは聖徳太子が役人の心がまえとして示した(①)であり、時の天皇は(②)である。	①	②
4	「日が出るところの天子が、日が沈むところの天子に手紙を差し上げます」これは607年に(①)の皇帝に、(②)という人物が届けた手紙である。	①	②
5	「これまで天皇や豪族が持っていた土地と人民を国家のものとする」これは大化の改新の時に出された文書である。この土地と人民の仕組みをなんというか。		
6	「からころも すそに取りつき 泣く子らをおきてぞ来ぬや は話にして」これは奈良時代に()を命じられた人がよんだ歌である。		
7	「天下の富も力も持つのは自分だ。この力で大仏をつくることは難しいことではない」これを命じている天皇は()である。		
8	「かまどには火の気もなく、こしきにはくもの巢がはっている。こんな暮らしなのにムチを持った(①)が戸口までやってきて、税をよこせと騒いでいる」この歌は(②)という貴族の作品で、万葉集に収められている。	①	②
9	「天の原 ふりさけみれば 春日なる 三笠の山に いでし月かも」この歌は()という貴族が故郷をしのいでよんだものである。		

10	「我々尾張国の者は、()の藤原元命が行った悪政について朝廷の裁きをお願いします」これは平安時代の地方政治の乱れに憤った農民たちの訴えである。		
11	「この世をば 我が世とぞ思う 望月の 欠けたることも なしと思えば」これは(①)世紀に、(②)という貴族がよんだ歌である。	①	②
12	「私たち農民は、()に麦をまけと命じられ、もし断れば、女や子供の耳や鼻を切り落とす、と言っておどされます」これは鎌倉時代の農民たちの訴えである。		
13	「このごろ都にはやるもの、夜討ち、強盗、にせの天皇の命令書」これはある政治を批判したものだが、この政治を何というか。		
14	「日本の準三后である私が、手紙を明国の皇帝陛下に差し上げます」これは(①)という将軍が、(②)の取り締まりを条件に、明との貿易を求めた手紙である。(対等でない朝貢貿易である)	①	②
15	「なれや知る 都は野辺の 夕ひばり あがるを見ても 落つる涙は」という歌に関係の深い戦いは()である。		
16	「諸国の百姓が刀・やり・鉄砲などの武器を持つこと禁止する」これは(①)という人物が定めた(②)という法令である。	①	②
17	「大名は武芸に励むこと。大名は毎年4月に参勤すること」これは(①)という法令に、徳川家光が(②)という制度を付け加えたものである。	①	②
18	「朝は早く起きて油断なく仕事に励むこと。麦・あわ・ひえなどの雑穀を食べ、(①)を多く食べないこと。着物は(②)や木綿以外は着ないこと」これは江戸時代に農民に出された御触書とされている。	①	②
	問19～21は日米修好通商条約である。		
19	「下田・函館の他、神奈川・長崎・()・兵庫を開港する。下田は神奈川開港後に閉鎖する」		

20	「日本人に対して罪を犯した米国人は、米国の法律に基づき領事が裁判する」 これは1894年に外務大臣の（ ）によって撤廃された。		
21	「日本が輸出する品物にかかる税は、米国と協定して決める」 関税自主権は、1911年に外務大臣の（ ）によって回復した。		
22	「政治は会議を開き、みんなの意見を聞いて決めよう。今までの悪い習わしを改めよう」 これは1868年に明治天皇が神に誓う形で出された（ ）という宣言である。		
23	「(①)や、(②)教はかたく禁止する」 これは1868年に庶民に対して出された五榜の掲示という命令である。	①	②
24	「大日本帝国は万世一系の天皇、これを統治す。天皇は神聖にして侵すべからず」 この憲法は(①)年、(②)内閣の時に発布された。	①	②
25	「ああ弟よ。君を泣く。君死にたもうことなかれ」この詩は(①)が(②)戦争に反対してつくった詩である。	①	②
	以下の問題は歴史年代順に並びかえよ。		
26	(並びかえ) ア、大化の改新 イ、小野妹子を隋に派遣 ウ、憲法十七条制定 エ、大宝律令制定	→	→
27	(並びかえ) ア、桓武天皇が平安京に遷都 イ、白河上皇、院政開始 ウ、平清盛、太政大臣に エ、藤原道長、摂政に	→	→
28	(並びかえ) ア、京都に六波羅探題設置 イ、承久の乱が起きる ウ、源実朝が暗殺され、源氏将軍が途絶える エ、御成敗式目が出される	→	→

29	(並びかえ) ア、鎌倉幕府滅亡 イ、室町幕府成立 ウ、建武の新政 エ、南北朝の合一	→ → →
30	(並びかえ) ア、長篠の戦い イ、室町幕府滅亡 ウ、本能寺の変 エ、桶狭間の戦い	→ → →
31	(並びかえ) ア、ポルトガル船来航禁止 イ、スペイン船来航禁止 ウ、島原天草一揆 エ、オランダ商館を出島に移す オ、日本人の海外渡航・帰国の禁止	→ → →
32	(並びかえ) ア、田沼意次の政治 イ、天保の改革 ウ、大塩平八郎の乱 エ、享保の改革 オ、寛政の改革	→ → → →
33	(並びかえ) ア、桜田門外の変 イ、ペリー浦賀に来航 ウ、日米修好通商条約締結 エ、日米和親条約締結	→ → →
34	(並びかえ) ア、五か条の御誓文 イ、地租改正 ウ、廃藩置県 エ、版籍奉還	→ → →
35	(並びかえ) ア、民選議院設立建白書 イ、大日本帝国憲法発布 ウ、第1回衆議院総選挙 エ、第1回帝国議会	→ → →

<p>36</p>	<p>(並びかえ) ア、日露戦争 イ、日英同盟 ウ、日清戦争 エ、三国干渉</p>	<p>→ → →</p>
<p>37</p>	<p>(並びかえ) ア、シベリア出兵決定 イ、ロシア革命 ウ、米騒動 エ、原敬が初の本格的政党内閣</p>	<p>→ → →</p>
<p>38</p>	<p>(並びかえ) ア、世界恐慌 イ、五・一五事件 ウ、国際連盟脱退 エ、満州事変おきる</p>	<p>→ → →</p>
<p>39</p>	<p>(並びかえ) ア、アメリカ軍沖縄島に上陸 イ、ポツダム宣言を受諾を発表 ウ、広島原爆投下 エ、東京大空襲 オ、長崎原爆投下</p>	<p>→ → → →</p>
<p>40</p>	<p>(並びかえ) ア、サンフランシスコ平和条約締結 イ、日ソ共同宣言 ウ、日韓基本条約 エ、日中共同声明</p>	<p>→ → →</p>

氏名	満点	とれ太	得点
1	「(①) はもとは男子が王であったが、争いが続いたため、一人の女性を王にした。それが卑弥呼で、まじないで人々を治めた」これは中国の(②)という文書である。	①邪馬台国	②魏志倭人伝
2	「私の祖先は休む間も無く東は55か国、西は66か国、北は95か国を従えました」これは5世紀に、ある人物が中国の皇帝に送った手紙である。この人物とは誰か。	武(ワカタケル大王、雄略天皇)	
3	「和を尊び、争うことのないように。あつく仏教を敬え。天皇の命令には従え」これは聖徳太子が役人の心がまえとして示した(①)であり、時の天皇は(②)である。	①憲法十七条	②推古天皇
4	「日が出るところの天子が、日が沈むところの天子に手紙を差し上げます」これは607年に(①)の皇帝に、(②)という人物が届けた手紙である。	①隋	②小野妹子
5	「これまで天皇や豪族が持っていた土地と人民を国家のものとする」これは大化の改新の時に出された文書である。この土地と人民の仕組みをなんというか。	公地公民	
6	「からころも すそに取りつき 泣く子らをおきてぞ来ぬや は話にして」これは奈良時代に()を命じられた人がよんだ歌である。	防人	
7	「天下の富も力も持つのは自分だ。この力で大仏をつくることは難しいことではない」これを命じている天皇は()である。	聖武天皇	
8	「かまどには火の気もなく、こしきにはくもの巢がはっている。こんな暮らしなのにムチを持った(①)が戸口までやってきて、税をよこせと騒いでいる」この歌は(②)という貴族の作品で、万葉集に収められている。	①里長	②山上憶良
9	「天の原 ふりさけみれば 春日なる 三笠の山に いでし月かも」この歌は()という貴族が故郷をしのいでよんだものである。	阿倍仲麻呂	

10	「我々尾張国の者は、()の藤原元命が行った悪政について朝廷の裁きをお願いします」これは平安時代の地方政治の乱れに憤った農民たちの訴えである。	国司	
11	「この世をば 我が世とぞ思う 望月の 欠けたることも なしと思えば」これは(①)世紀に、(②)という貴族がよんだ歌である。	① 11	② 藤原道長
12	「私たち農民は、()に麦をまけと命じられ、もし断れば、女や子供の耳や鼻を切り落とす、と言っておどされます」これは鎌倉時代の農民たちの訴えである。	地頭	
13	「このごろ都にはやるもの、夜討ち、強盗、にせの天皇の命令書」これはある政治を批判したものだが、この政治を何というか。	建武の新政	
14	「日本の準三后である私が、手紙を明国の皇帝陛下に差し上げます」これは(①)という将軍が、(②)の取り締まりを条件に、明との貿易を求めた手紙である。(対等でない朝貢貿易である)	① 足利義満	② 倭寇
15	「なれや知る 都は野辺の 夕ひばり あがるを見ても 落つる涙は」という歌に関係の深い戦いは()である。	応仁の乱	
16	「諸国の百姓が刀・やり・鉄砲などの武器を持つこと禁止する」これは(①)という人物が定めた(②)という法令である。	① 豊臣秀吉	② 刀狩令
17	「大名は武芸に励むこと。大名は毎年4月に参勤すること」これは(①)という法令に、徳川家光が(②)という制度を付け加えたものである。	① 武家諸法度	② 参勤交代
18	「朝は早く起きて油断なく仕事に励むこと。麦・あわ・ひえなどの雑穀を食べ、(①)を多く食べないこと。着物は(②)や木綿以外は着ないこと」これは江戸時代に農民に出された御触書とされている。	① 米	② 麻
問19～21は日米修好通商条約である。			
19	「下田・函館の他、神奈川・長崎・()・兵庫を開港する。下田は神奈川開港後に閉鎖する」	新潟	

20	「日本人に対して罪を犯した米国人は、米国の法律に基づき領事が裁判する」 これは1894年に外務大臣の（ ）によって撤廃された。	陸奥宗光	
21	「日本が輸出する品物にかかる税は、米国と協定して決める」 関税自主権は、1911年に外務大臣の（ ）によって回復した。	小村寿太郎	
22	「政治は会議を開き、みんなの意見を聞いて決めよう。今までの悪い習わしを改めよう」 これは1868年に明治天皇が神に誓う形で出された（ ）という宣言である。	五箇条の御誓文	
23	「(①)や、(②)教はかたく禁止する」 これは1868年に庶民に対して出された五榜の掲示という命令である。	①一揆	②キリスト
24	「大日本帝国は万世一系の天皇、これを統治す。天皇は神聖にして侵すべからず」 この憲法は(①)年、(②)内閣の時に発布された。	①1889	②黒田清隆
25	「ああ弟よ。君を泣く。君死にたもうことなかれ」この詩は(①)が(②)戦争に反対してつくった詩である。	①与謝野晶子	②日露
	以下の問題は歴史年代順に並びかえよ。		
26	(並びかえ) ア、大化の改新 イ、小野妹子を隋に派遣 ウ、憲法十七条制定 エ、大宝律令制定	ウ→イ→ア→エ	
		ウ、604 イ、607 ア、645 エ、701	
27	(並びかえ) ア、桓武天皇が平安京に遷都 イ、白河上皇、院政開始 ウ、平清盛、太政大臣に エ、藤原道長、摂政に	ア→エ→イ→ウ	
		ア、794 エ、1016 イ、1086 ウ、1167	
28	(並びかえ) ア、京都に六波羅探題設置 イ、承久の乱が起きる ウ、源実朝が暗殺され、源氏将軍が途絶える エ、御成敗式目が出される	ウ→イ→ア→エ	
		ウ、1219 イ、1221 ア、1221 エ、1232	

29	(並びかえ) ア、鎌倉幕府滅亡 イ、室町幕府成立 ウ、建武の新政 エ、南北朝の合一	ア→ウ→イ→エ
		ア、1333 ウ、1334 イ、1338 エ、1392
30	(並びかえ) ア、長篠の戦い イ、室町幕府滅亡 ウ、本能寺の変 エ、桶狭間の戦い	エ→イ→ア→ウ
		エ、1560 イ、1573 ア、1575 ウ、1582
31	(並びかえ) ア、ポルトガル船来航禁止 イ、スペイン船来航禁止 ウ、島原天草一揆 エ、オランダ商館を出島に移す オ、日本人の海外渡航・帰国の禁止	イ→オ→ウ→ア→エ (イ以外は2年ごと)
		イ、1624 オ、1635 ウ、1637 ア、1639 エ、1641
32	(並びかえ) ア、田沼意次の政治 イ、天保の改革 ウ、大塩平八郎の乱 エ、享保の改革 オ、寛政の改革	エ→ア→オ→ウ→イ
		エ、1716～ ア、1767～ オ、1787～ ウ、1837 イ、1841～
33	(並びかえ) ア、桜田門外の変 イ、ペリー浦賀に来航 ウ、日米修好通商条約締結 エ、日米和親条約締結	イ→エ→ウ→ア
		イ、1853 エ、1854 ウ、1858 ア、1860
34	(並びかえ) ア、五か条の御誓文 イ、地租改正 ウ、廃藩置県 エ、版籍奉還	ア→エ→ウ→イ
		ア、1868 エ、1869 ウ、1871 イ、1873
35	(並びかえ) ア、民選議院設立建白書 イ、大日本帝国憲法発布 ウ、第1回衆議院総選挙 エ、第1回帝国議会	ア→イ→ウ→エ
		ア、1874 イ、1889 ウ、1890 エ、1890

36	(並びかえ) ア、日露戦争 イ、日英同盟 ウ、日清戦争 エ、三国干渉	ウ→エ→イ→ア
		ウ、1894 エ、1895 イ、1902 ア、1904
37	(並びかえ) ア、シベリア出兵決定 イ、ロシア革命 ウ、米騒動 エ、原敬が初の本格的政党内閣	イ→ア→ウ→エ
		イ、1917 ア、1918 ウ、1918 エ、1918
38	(並びかえ) ア、世界恐慌 イ、五・一五事件 ウ、国際連盟脱退 エ、満州事変おきる	ア→エ→イ→ウ
		ア、1929 エ、1931 イ、1932 ウ、1933
39	(並びかえ) ア、アメリカ軍沖縄島に上陸 イ、ポツダム宣言を受諾を発表 ウ、広島原爆投下 エ、東京大空襲 オ、長崎原爆投下	エ→ア→ウ→オ→イ
		全て1945 エ、3/10 ア、4/1 ウ、8/6 オ、8/9 イ、8/15
40	(並びかえ) ア、サンフランシスコ平和条約締結 イ、日ソ共同宣言 ウ、日韓基本条約 エ、日中共同声明	ア→イ→ウ→エ
		ア、1951 イ、1956 ウ、1965 エ、1972